

改正概要説明書

国名： ドイツ

法令名： 特許法

改正情報： 2013年10月19日に改正

改正概要：

1. 特許を受ける事ができない発明について

特許を受ける事ができない発明として「植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物を育成するための本質的に生物学的な方法のみによって得られた植物又は動物」が追加された(第2a条)。

2. インターネットによる情報提供について

特許庁に保存されている電子ファイルについては、特別に閲覧が禁止されている場合を除き、インターネットを通じて閲覧できるようになった(第31条(3a)(3b))。また、民間による特許情報活用等を目的として、特許庁が保有する特許権等に関するデータベース(DPMA Datenabgabe, DEPATISconnect等)への接続サービスを行うことができる趣旨の規定が追加されている(第32条(1))。

3. 英語・フランス語による出願についての翻訳文提出期間について

ドイツ語以外の言語による出願についての翻訳文の提出期限は、原則として出願後3月以内であるが、英語又はフランス語による出願の場合には、12月以内に翻訳文を提出することができるようになった(第35a条(2))。

4. 特許出願における発明者の記載要件について

特許付与の決定後に発明者を指定することができなくなり、特許付与の決定までに発明者を明らかにしなければならないことになった(第37条)。

5. 調査報告について

調査報告において、特許性の判断において考慮されるべき刊行物の確認だけではなく、新規性、進歩性及び不特許事由(第1条―第5条)並びに記載要件及び単一性(第34条(3)―(5))についての特許性評価(assessing the patentability)が行われるよう改正された(第43条(1))。なお、第三者による調査報告の請求が認められなくなり、出願人のみが請求できることになった(第43条(2))。

6. 審査における面接について

審査において出願人が書面による面接を請求した場合、審査課により適切と認められる場合にのみ与えられていた面接の機会が、審査課の裁量によることなく与えられることになった(第46条)。

7. 異議申立制度について

異議申立可能な期間が、特許付与の公告後3月以内であったものが、9月以内に変更された(第59条(1))また、異議申立手続が口頭審理による場合には原則として公開されることになった(同条(3))。

改正内容：

・第2a条

(1)1.において、「当該方法のみによって得られた植物及び動物」が追加された。

・第16条

旧法(1)において、「発明の目的が、出願人が既に特許保護を獲得している他の発明の改良又は更なる発展である場合は、当該出願人は、前記の出願の日から又はその出願について先の日が基準日として主張されているときはその日から18月以内に追加特許の出願をすることができ、その特許は先の発明に対する特許と同時に満了するものとする。」が削除された。また、旧法(2)が削除された。

・第17条

旧法(2)が削除された。

・第20条

(1)2.が削除された。

(2)において、「第37条(1)に定められた宣言が適時に行われたか否か、」が削除された。

・第23条

(1)において、「主特許に関して行われた当該宣言の効果は、すべての追加特許に及ぶ。」が削除された。

・第31条

(2)2.において、「第35条(2)」が「第35条」に変更された。

(3a)及び(3b)は、新設項目である。

・第32条

(1)において、「特許情報目的又は更なる処理のために、特許庁は第1文の記録文書の記載を第三者に電子的に伝達する。この伝達は、閲覧が禁止されていない限り(第31条(3b)),行われる。」が追加された。

・第 35 条

旧法(1)が削除され、旧法(2)が(1)に変更された。

旧法(2)において、「書類がドイツ語で作成されていない場合は、この規定は、ドイツ語翻訳文が(1)第1文にいう期限内に特許庁によって受領された場合にのみ適用される。当該翻訳文が提出されないときは、その出願はされなかったとみなされる。出願人が(1)第2文に従って、提出するよう求められた後に遺漏した図面を提出したときは、特許庁におけるその図面の受領日が出願日を構成する。提出がされなかったときは、その図面への言及はされていないものとみなされる。」が削除された。

(2)及び(3)は、新設項目である。

・第 35a 条

新設条文である。

・第 37 条

(2)において、「この日まで阻害事由が継続しているときは、特許庁は、追加の延長を許可する。その期限の到来より6月前に、特許庁は、特許所有者に対し、特許所有者がその通知の送達から6月以内に所定の宣言を提出しないときは、特許は消滅する旨を通告する。」が削除された。

・第 39 条

(3)において、「第34条から第36条までに基づいて」が「第34条、第35条、第35a条及び第36条に基づいて」に変更された。

・第 42 条

旧法(2)4.において、「第16条(1)第2文の場合において、他の発明の改良又は発展的開発を目的としていないときは、」及び「同じ規定が、第16条(1)第2文の場合において、追加特許出願が特定期間内に提出されない場合に、適用される。」が削除され、(2)3.に統合された。

(3)において、「又は第16条(1)第2文の要件が満たされていないことが明白である((2)第1文4.及び第2文)場合は、」が削除された。

・第 43 条

(1)において、「第1条から第5条までに基づき発明の保護の適格性及び出願が第34条(3)から(5)までの要件を満たしているかを暫定的に判断する(調査)」が追加され、先行技術調査の目的が明確化された。

(2)において、「特許出願人又は第三者が行うことができるが、後者はそれによって出願手

続の関係人にはならない。請求は書面によらなければならない。第 25 条が準用される。請求が追加特許出願(第 16 条(1)第 2 文)について提出される時は、特許庁は、特許出願人に対して求めを出し、その求めから 1 月以内に主特許の出願に関して(1)に明記した請求を行うよう求めるものとする。請求が提出されない場合は、追加特許出願は、独立特許の出願とみなされる。」が「特許出願人だけが行うことができる。請求は書面によらなければならない。第 25 条が準用される。」に変更された。

(3)において、「請求が第三者によって提出された場合は、出願人にもこの請求の提出について通知が行われる。」が削除された。

(6)において、「第三者によって提出された請求が、出願人への通告((3)第2文)後に無効と認定された場合は、特許庁は、この旨を当該第三者に加え、出願人にも通知する。」が「調査請求後、特許庁が、その出願が第34条(5)の要件を満たしていないことを確認した場合、特許庁は、特許クレームの中で先頭に記載された発明又は単一の包括的発明概念の形成に関連する最初の1群の発明について調査を実施する。」に変更された。

(7)において、「(1)に従って確認された刊行物を、出願人に対し及び請求が第三者によって行われていた場合は当該第三者及び出願人に対し、」が「(1)及び(6)による調査結果を、出願人に対し、」に変更された。

・第 44 条

旧法(3)において、「その他の点においては、第43条(2)第2文、第3文及び第4文、並びに(3)、(5)及び(6)が準用される。」が「(1)に基づく請求が第三者によって提出された場合、出願人にこの請求について通知が行われる。その他の点においては、第43条(2)第2文及び第3文並びに(3)及び(5)が準用される。」に変更された。

旧法(3)の「第三者によってなされた審査請求が無効である場合は・・・」の前に「第三者によって提出された請求((3)第2文)が無効と認定された場合は、特許庁は、この旨を当該第三者及び出願人に通知する。」が追加され、(4)に変更された。

旧法(4)は(5)に変更され、「(3)第3文の場合」が「(4)第2文の場合」に変更された。

・第 59 条

(1)において、異議申立期限が 3 月から 9 月に変更された。

(3)において、「決定の通知を含めた聴聞は公開される。裁判所構成法の第 169 条第 2 文及び第 171b 条から第 175 条までが準用される。ただし、聴聞の公開が、当事者の利益を危険に晒す虞がある場合、いずれかの当事者の請求により、非公開とすることができる。」が追加された。

(4)は、新設項目である。

旧法(4)は(5)に変更され、「第 43 条(3)第 3 文」が「第 43 条(3)第 2 文」に変更された。

・第 69 条

(1)において、「裁判所法第 172 条から第 175 条まで」が「裁判所法第 171b 条から第 175 条まで」に変更された。

・第 125a 条

(3)1.において、「電子署名を使用すべきか否か」が追加された。

・第 130 条

(1)において、「第 17 条(1)による」が「第 17 条による」に変更された。

(6)において、「第 43 条及び第 44 条に明記した事情」が「第 44 条に明記した事情」に変更された。

・第 136 条

「民事訴訟法第 117 条(2)から(4)まで、第 118 条(2)及び(3)、第 119 条、第 120 条(1)、(3)及び(4)、並びに第 124 条及び第 127 条(1)及び(2)が準用され、」が「民事訴訟法第 117 条(2)から(4)まで、第 118 条(2)及び(3)、第 119 条、第 120 条(1)、(3)、第 120a 条(1)、(2)及び(4)並びに第 124 条及び第 127 条(1)及び(2)が準用され、」に変更された。

・第 147 条

(3)-(5)は新設項目である。